渋谷区

別紙１

１．供給条件

再エネ比率	100%
環境プラン種別	実質再エネ
料金体系	・固定単価型（旧一燃調） ・固定単価型（独自燃調） ・固定単価型（燃調なし） ※詳細については渋谷区再生可能エネルギー由来電力調達仕様書「３．電気料金の算定方法等」を参照すること。
入札参加資格登録	資格登録は不要であるが、入札参加資格は以下のとおり。 ・省庁、広域自治体、基礎自治体、いずれかの施設への供給実績（1年以上）があること。入札時に供給実績名、供給期間実績、契約件名を任意様式で提出すること。 ・地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。 ・渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成９年３月２７日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。 ・渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成２５年１１月２５日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。 ・直近３年以内に債務超過・会社更生法の適用になっていないこと。
支払い方法	口座引落（渋谷区指定金融機関であるみずほ銀行と口座振替事務取扱契約の締結が必要である。）
利用明細等の発行方式	WEBダウンロード（詳細な条件は以下のとおり。） ・使用年月を指定し、過去１年以上の「適格請求書」をPDFで出力できること。 ・使用年月を指定し、過去１年以上の「利用明細」について、EXCELまたはCSVで出力できること。 なお、利用明細については、使用電力量や利用料金など、適格請求書に記載のある基本的な情報を記載すること。
契約期間（需給期間）	【別紙２：No.１．２．５．６】 令和9年4月1日以後の最初の検針日の0時から 令和10年4月1日以後の最初の検針日の前日24時まで(1年) 【別紙２：No.３．４】 令和９年４月１日の午前０時から令和10年３月31日の24時まで(1年)

	ただし、契約期間満了の２か月前までに渋谷区から解約の申し出がない場合は自動更新できる。
契約年数	１年
契約方法	所管課ごと
請求方法	施設ごと
再生可能エネルギー電気の確認資料等	供給条件を遵守していることを示す書類（任意様式）を提出すること。なお、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表している最新の登録メニューである場合、提出は不要とする。
需給契約書	小売り事業者側の需給約款等に基づき契約。ただし、渋谷区再生可能エネルギー由来電力調達仕様書、別紙１から別紙７までに記載の内容が優先する。
燃料費等調整額の算定諸元の改定に係る措置	認める（事前協議必要。みなし小売電気事業者と同等の燃料調整費の場合のみ）
容量拠出金の取り扱い	契約期間内において単価変更は認めないものとする。ただし自動更新の場合は事前に協議の上、年度ごとに変更することができる。

２．特記事項

（１）別紙３渋谷区情報セキュリティポリシー遵守事項、別紙４個人情報保護及び管理に関する特記事項及び別紙５物品供給単価契約書契約条項を遵守すること。

（２）契約時に、渋谷区・受注者・エナーバンク間において、受注者がエネオク利用による選定であることを証する「確認書」を交わすこと。なお、「確認書」は別紙６のとおり渋谷区が用意するものを使用すること。

（３）入札時に、渋谷区再生可能エネルギー由来電力調達仕様書、別紙１から別紙５までに定める各要件を満たしていることを証する「誓約書」を提出すること。なお、「誓約書」は別紙７を使用すること。

（４）渋谷区指定金融機関であるみずほ銀行と口座振替事務取扱契約の締結が必要となる。

（５）確認書締結後、速やかに口座振替に関する資料を各所管課へ提出し、２月上旬までに口座振替手続きを完了すること。

（６）解約の際は、契約期間満了の２か月前までに解約の申出を行うものとし、違約金は一切発生しないものとする。

（７）契約の更新については、渋谷区再生可能エネルギー由来電力調達仕様書、別紙１から別紙７までを踏襲するものとし、更新に当たって、燃料費等調整額の算定諸元の改定に係る措置及び容量拠出金の取り扱いについては事前に協議の上変更することができる。

（８）本件は、令和９年度予算の成立を前提とした準備行為であり、リバースオークションの結果選定された事業者を契約候補事業者とするものであるが、予算が成立しない場合には、契約の効力を生じないものである。

３．本件担当窓口

渋谷区環境政策部環境政策課
電話（直通）：03-3463-2749
メール：sec-kankyoseisaku@shibuya.tokyo